

平成 18 年度予算編成の基本方針(平成 17 年 12 月 6 日閣議決定) (抄)

Ⅱ 平成 18 年度予算の基本的考え方

(歳出改革の堅持・強化)

予算配分の重点化・効率化に当たっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定。以下「基本方針 2005」という。)における「活性化のための政策三指針」を踏まえ、活力ある社会・経済の実現に向けた 4 分野(下記Ⅲの 1 から 4 までに掲げる分野。以下「重点 4 分野」という。)へ施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。

(特別会計の抜本的な改革等)

(2) 成果重視事業・政策群等

成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させる。このため、「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる第 1 ステップとして、その基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」を創設する。また、政策群については、府省横断的な予算の重複排除と関係府省間の連携を進める。

政策評価の改善・充実を図りつつ、政策評価と予算との連携強化を更に進める。

Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進

平成 18 年度予算は改革の総仕上げに向け、歳出全体を厳しく見直し、大胆な質的改善を図る。1 から 4 までに掲げる重点 4 分野について、これまでの実績・評価を考慮しつつ、政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進する。また、5 から 7 までに掲げる事項についても制度・施策の見直しを行う。その際、各施策の推進に当たっては、安全・安心について十分に配慮する。

5 社会資本整備

(事業評価の厳格な実施等)

効率的な事業実施のために、事前・事後の事業評価を厳格に実施する。事業評価に当たっては、第三者によるチェック機能の活用、情報公開の徹底、透明性の確保を図りつつ、事業評価を踏まえて個別事業の新規採択・継続・中止を判断するなど、評価結果の予算への反映を徹底する。